

## 30. インド ( I N )

国名	国別整理番号	名 称	使用言語	発行状況	所 蔵 範 囲			整理区分
					発行年次	番 号	主な欠号	
30 イ ン ド ( I N )	1	The Gazzete of India (Part - Section 2 ) 特許意匠公報	英 語	週 刊	1953 ~ 1986			発行日順
	2	Trade Marks Journal 商標公報	英 語	月 2 回	1952 ~			発行日順
	3	The Annual Report of the Patent Office 特許局年報	英 語	年 刊	1953 ~ 1975		1956	年 別

概 要	備 考
<p>1. 特許関係</p> <p>(1) 各特許庁別の出願番号順抄録 出願番号の表示例 カルカッタ の出願番号 1 / Cal / 82 ニューデリー " 1 / Dal / 82 マドラス " 1 / Mas / 82 ボンベイ " 1 / Bun / 82</p> <p>(2) 特許番号順目次 (書誌的事項、明細書のページ数、図面のページ数等)</p> <p>(3) 異議申立事項 (異議申立人、特許番号)</p> <p>(4) 特許証印のされた特許番号リスト</p> <p>(5) 販売された明細書の印刷物の特許番号リスト</p> <p>(6) 特許番号順「ライセンスオブライト」の表示がなされたとみなされた特許番号リスト</p> <p>(7) 継続料金の納付の特許番号順リスト</p> <p>(8) 回復請求</p> <p>(9) アルファベット順出願人名索引 なお、人名索引はほぼ4週に1回の割で掲載される。</p> <p>(10) 非実施権についての各産業別特許権者リスト</p> <p>2. 意匠関係</p> <p>(1) 分類別登録目次</p> <p>(2) 分類別存続期間延長の登録番号リスト</p>	<p>1. 特 許</p> <p>(1) 種 類 発明特許 追加特許 食品、医薬品特許</p> <p>(2) 存続期間 (1) - ...特許日から14年。(1972.4.20以前は出願日から16年) (1) - ...主特許の存続期間。 (1) - ...特許日から7年又は、特許証交付日から5年。 なお、特許日とは完全明細書の提出日。</p> <p>(3) 審 査 方式特許性及び新規性の審査。</p> <p>(4) 公告・異議申立(公告日から4ヵ月以内)制度あり。</p> <p>(5) 実施義務 特許証交付の日から3年以内。 の期間内に実施されないときは、強制実施権許与請求又は「ライセンスオブライト」という裏書を当該特許に対して行われる。</p> <p>2. 意 匠</p> <p>(1) 存続期間 登録日又は優先日から5年(登録日は出願日である)。但し、5年毎に2回更新できる。</p> <p>(2) 国内分類(1~14分類)を使用</p> <p>(3) 登録を完了する期間は出願から6ヶ月以内</p>
<p>1. 分類別出願公告見本 (書誌的事項、商標見本、連合商標関係事項及び担当商標庁等)</p> <p>2. 登録番号順リスト 例 281073 (730)                      x x x i i i</p> <p>登録番号                        分類 出願公告の公報のvol番号</p> <p>3. 登録番号順更新リスト</p> <p>4. 商標権回復リスト</p> <p>5. 商標権消滅リスト</p> <p>6. 商標権移転リスト</p> <p>7. 商標権表示変更リスト</p>	<p>商 標</p> <p>1. 種 類</p> <p>(1) A部商標 (2) B部商標 (3) 証明商標 (4) 防護商標 (5) 連合商標 (6) 組商標 (7) 共同所有商標 (8) 色彩商標 (9) 繊維商標</p> <p>2. 存続期間 出願日から7年。但し、7年毎に更新できる。</p> <p>3. 公告・異議申立(公告日から3ヶ月)制度あり。</p> <p>4. A部、B部の登録制度については、イギリスの商標公報(整理番号9)の備考の4を参照。</p> <p>5. 国際商品分類(1~34分類)を使用。但し、繊維品に関する22~27分類は15のグループ、94項目に細分されている。</p> <p>6. 5年継続不使用の場合は取り消すことができる。</p> <p>7. 商標局はボンベイに中央商標局があり、その他にカルカッタ、ニューデリー及びマドラスに支部商標局がある。</p>
<p>1. 出願状況</p> <p>2. 特許局関係諸統計</p> <p>3. 法規改正・告示</p>	<p>他の官庁関係の公報も記載されている。</p>